

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和6年度

株式会社 ケイ・フロント・サービス
Thank youキッズ保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	Thank youキッズ保育園
種別:	地域型保育事業(小規模認可保育所A型)
事業所代表者氏名:	佐藤恵
定員(利用人数):	19名(17名)
所在地:	〒253-0084 神奈川県茅ヶ崎市円蔵2512-7 2階
TEL/FAX:	080-3560-7650
ホームページ:	https://chigasaki.hp.peraichi.com/thankyoukids
開設年月日:	2024年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社ケイ・フロント・サービス

職員数	常勤/非常勤	常勤: 5名	非常勤: 10名
	専門職員(名称)	園長 1名	副主任 1名
		栄養士 1名	調理員 2名

施設状況

保育室: 3室	トイレ: 1ヶ所
調理室: 1室	事務室: 1室
駐輪場・駐車場: あり	園庭: なし

③理念・基本方針

<p>理念 『子どもの最善の利益を第一に豊かに生き抜く力と個々の持ち合わせている能力を発揮できる自主性を育成する』</p> <p>保育方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模園の特長を活かしたひとりひとりとじっくり向き合う保育 ●「今を楽しみ、共に楽しむ」心あふれる保育 ●地域や家庭との連携を密に安心、安全な環境での保育 <p>5つの姿・保育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会性:「ありがとう」が素直に言え、挨拶が自然にできる子どもの姿 ●主体性:自分で考え行動する力や挑戦できるたくましい心を持った子どもの姿 ●生命力:食べることを楽しみよく眠り生命に感謝できる子どもの姿 ●協調性:とことん遊び自然や仲間を大切にできる豊かな感性の子どもの姿 ●未来への持続性:将来の夢を持ち、それに向かって創造できる子どもの姿
--

④施設・事業所の特徴的な取組

定員19名、各年齢によるクラス制。通常の保育園より保育士および保育従事者の数を多く配置し安全面をより確保できるよう保育環境を整えております。しっかり見守り、子どもひとりひとりの個性を伸ばすことを念頭におき、職員を配置しております。

○食育

自園で毎日作りたての温かい食事を提供しております。

専属栄養士監修の園児がおいしく食べられるメニューを作成し、園児の体力面からの成長をサポートしております。おやつも手作りで月変わりのメニューです。

○英語

日常の園生活に英語をちりばめ、自然と英語に親しめる環境づくりをし英語音楽を流し、耳から英語に触れる機会を通常の活動に盛り込んでおります。

○音楽

季節の歌やダンス、体操は月のテーマを決め、保護者様へは園だよりを通じてお知らせをし、園と家庭共通で楽しめる工夫をしております。

○運動

ほぼ毎日お散歩に出かけております。近隣の公園や季節の木々を楽しめる散歩道など自然あふれる環境が魅力です。

友達と手をつないで歩くルールや車が来た時の注意の方法、信号などの交通ルールも身につきます。

○知育

ジスターなどの知育玩具を導入しております。また毎月たくさんの製作に取り組み、素材、工程を楽しみながら色々な知識を積んでいます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和6年10月18日

訪問調査日：令和7年2月13日

評価結果確定日：令和7年4月9日

受審回数(前回の時期)

0回(前回： 年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)職員間の協力体制の確立

保育室は、ワンフロアで全体を見渡すことができます。どのクラスで子どもが何をしているのかを複数の職員目で確認することができます。子どもの行動を把握して、事故やトラブルを未然に防ぎ、子どもの安全をより確実なものにしています。また、職員同士が情報を共有し、連携を取り合うことで、心にゆとりをもって保育にあたることができている。

2)おいしくて安心な食事

全体的な計画や各指導計画に食育を位置づけるとともに、年齢ごと、期ごとに、ねらいと活動内容を定めた年間食育計画作成し、計画にもとづきおいしくて安心な食事を提供しています。季節感を味わえるように旬の食材を使用し、食事の前に調理員から子どもに丁寧に食材や献立を説明して子どもの食欲や食材への関心を高めています。行事食にも工夫を凝らしています。節分の日に提供したカレーライス、鬼の顔をかたどりました。にんじんの角、レーズンの目、ケチャップの口を描き、子どもたちは目を輝かしたり、はしゃいだりで大賑わいでした。ひな祭り、七夕、クリスマスも工夫を凝らした食事を提供しています。調理員は、できるだけ子どもの食事の様子を見に来たり、会話をしたりする機会を持ち、献立・調理の改善につなげるようにしています。

3)地域の福祉ニーズ等を把握するための取組

地域住民との交流や相談事業の開催等による地域の福祉ニーズの把握は、人的にも施設的にも余裕がなく取組ができませんでした。法人では今後、法人が運営する姉妹園と合同での取組について考えています。保育所は、社会福祉に関する専門的な知識を有して、地域福祉に取り組んでいますので地域の福祉ニーズを把握する役割もあります。地域の方を対象とした子育て相談事業等を通しての地域福祉ニーズ把握について検討することを期待します。

4)運営の透明性の確保

ホームページには、保育所の理念、基本方針、事業計画、事業報告、予算・決算の情報を掲載する準備をしているところです。これらの掲載することにより運営の透明性を確保することを期待します。園のパンフレットを作成して、理念や基本方針を含めた保育所の情報を地域に発信することも期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

開所して一年目に第三者評価を受審しました。
子どもたちのため、保護者支援や地域への子育て支援をどうやって行うのが良いかを職員とともに作り上げている最中のわたくし達ですが、今回の受審をきっかけに、現在より力を入れていきたいことを発見できたり、また気が付かなかったことや今年度できていなかったことなどの至らない点を見つめ返す事ができ、保育園として大きな前進となりました。
今回の評価結果を真摯に受け止めThank youキッズの伸びしろに変えることで、利用者の皆様や地域の皆様に安心して任せいただけるような保育園にしてゆきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

理念は、子どもの利益を第一に考え、子どもの自主性を育むことを目指しており、保育方針は、それを実現するための内容になっています。職員には、職員会議等で説明し、社内の情報共有システムでいつでも確認ができるようにしています。保護者には、「入園のしおり」をもとに説明し周知を図っています。園では、職員や保護者に一層の周知を図るため、ホームページへの掲載や理念や基本方針を掲載したパンフレットの作成を考えています。園内の事務室や玄関等への掲示も検討することを期待します。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

法人が運営している福祉事業に関しての動向について、施設長クラスの会議等で説明をする機会を設け情報共有をしています。自治体の子育て計画については、自治体から情報収集をしています。保育所の置かれている地域では、人口流入が続いており、子どもの数も増加傾向にあり保育ニーズも高まっていますので、その動向を注視しながら、3歳以上児の受入れについても今後の課題と考えています。法人として、事業経営を長期的視野に立って進めていくために、社会福祉事業全体の動向についても、把握・分析することが期待されます。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人の経営課題として、園長会の発足などの組織作りや目指すべきチーム作り、人材育成マニュアルの作成などに取りかかっているところです。経営改善に関しては、役員間で常に意見交換をして情報共有を図り、取り組んでいます。具体的には、人材確保・育成など人事面での強化を図って来ました。経営課題の解決のためには、職員の意見を聞いたり、職員の検討の場を設けるなど、組織的な対応が必要です。今後、経営課題についての職員周知等を検討することが期待されます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人として、4年間の中・長期計画を策定しています。そこでは、法人運営理念のもと「施設整備計画」、「職員採用計画」、「人材育成計画」、「保護者支援計画」、「虐待防止、安全対策」をまとめています。施設整備計画では、施設整備費の概算も示しています。しかし、新規開設園のため体制が十分に整わず、園としての経営課題の解決に向けた具体的な内容にはなっていません。今後、職員と経営情報等を共有するシステムを活用するなど具体的な課題解決に向けた取組をしていく考えです。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

園の運営を含めた法人としての中・長期計画を策定していますが、単年度の事業計画は「年間行事計画」にとどまっています。新規開設園のため、具体的な事業計画の策定までには至っていない状況です。次年度からは、職員参加を含めて現場からの発信を大事にしながら事業計画を策定する予定です。策定した収支予算にもとづき事業運営を行っています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

中・長期の事業計画は策定していますが、単年度の事業計画は、「行事計画」を除いて策定していません。新規開設園ですので、体制の整備が間に合わず、法人としての中・長期計画にもとづき事業運営を進めてきた経緯があります。現在、社内の情報共有システムを活用して、現場職員を含めた情報共有を図り、現場主体の事業計画を策定する準備を進めています。こうした取組により、職員が参画した事業計画づくりと、事業計画の評価、見直しを進めることが期待されます。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

中・長期の事業計画にもとづいた事業内容について、「入園のしおり」にもとづいて説明をしています。保護者との情報共有のための連絡帳アプリを活用して事業内容の周知に取り組むだけでなく、保護者が参加しやすいように、週末に保護者懇談会を開催し、事業内容を説明しています。保護者の行事への参加を促す観点から、年間行事計画を早めに配付し、詳しい内容は毎月の園だよりで周知をしています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

保育の質の向上に向けた取組として、法人作成のPDCAサイクル表を活用しています。まず、施設内での課題について改善内容を書き出し、その解決に向けてのACTIONにたどり着くように職員間で意見交換をし、情報共有をしています。改善内容等を決め、問題解決報告書に改善取組開始予定日、解決予定日、職員周知予定日を記載して、解決に向けての期限を設けています。保育所の自己評価は年に1度実施する予定で、評価項目ごとに4段階評価をする内容になっています。

第三者評価結果

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

PDCAサイクル表を活用して、日常的に課題を洗い出し、課題ごとに改善内容を職員間で話し合い改善・解決に向けて取り組んでいます。保育所の自己評価も体制を整え、年1回実施予定です。今後、年度内に自己評価を実施し、明確になった課題を職員参画のもと解決するための計画づくりを行う予定です。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、保育理念に沿って、子どもに寄り添った温かい保育をしていきたいということを職員に伝えるとともに、保育に当たる職員を大切にしていきたいとホームページで自らの思いを語っています。しかし、開園前後の繁忙期に当たり、職員と時間をかけて意思疎通を図ることが難しかった側面もあります。今後、自らの役割と責任を明確にしたより一層の取組を期待します。消防計画には、園長不在時の対応についても決めています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

「職員行動規範」にもとづき法令等遵守の取組をしています。法人内で導入している情報共有システムでは、法人内規程等を始め、所管の官庁、自治体のガイドラインや通知を掲載し、いつでも確認ができるようにしています。また、園長は、法令遵守のため必要な時はいつでも法人内からのサポートを受けられる体制を整備しています。職員も情報共有システムにアクセスすることができますので、園長からも活用を促しています。今後は、法令遵守やマネジメント研修に積極的に参加し、法令遵守に向けての理解をより深めることを期待します。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
 - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、保育士による指導計画にもとづく保育実践についての振り返りについて確認し、必要な助言・指導を行い次の指導計画の作成につなげています。法人内の虐待防止委員会には、職員が参加して主体的に虐待防止の活動に取り組んでおり、園長はその活動をサポートしています。小規模な保育園ですので、職員一人ひとりの意見等を丁寧に聴く機会を持つための声かけをしています。職員には保育の質の向上に向けて、キャリアアップ研修等への参加を促しています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、職員との面談の中で、これからの働き方について職員から意見を聴いています。働きやすい職場環境づくりとして、職員間の関係性を良くすること、資料作成の軽減化等の業務整理、シフトの工夫、有給休暇の取りやすい環境づくり、研修の充実等に取り組んでいます。業務の効率化のため、登降園管理室システム、連絡帳システム、出退勤管理システム、法人内情報共有システム等を取り入れています。PDCAサイクル表の活用など、職員参加の業務改善の取組に尽力しています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

中・長期計画には、「職員採用計画」として、採用プロセス、研修制度、キャリアパスを定め、「人材育成計画」として、法人が求める職員像、評価制度等を定めて人材の確保、定着に取り組んでいます。採用活動の基本は、ホームページでの募集となっていますが、自治体主催の就職説明会への参加、人材紹介事業者の活用、養成校との連携などにも取り組んでいます。園では、今後は職員の定着率の向上に向けて検討し対応していきたいと考えています。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

法人が求める職員像として中・長期計画には、「子どもたちを第一に考え、常に学び続ける姿勢を持ち、(中略)質の高い保育を提供できる人物」としています。採用、異動、昇進等の人事基準は、就業規則に定めています。人事評価表にもとづき、能力、成果、貢献度等を評価しています。キャリアパス基準表により、職員は自らの将来の姿を描くことができるようになっています。今後は、職員とのコミュニケーションを図る中、職員の意見、意向を把握し、改善策を検討・実施することを期待します。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長、副主任は、職員の就業状況を把握しながら、休暇取得が少なかったり、残業の多い職員がいたときは声かけをする等、休暇を取りやすい雰囲気を作るなど配慮をしています。職員から希望があれば個別面談を行っていますが、希望者だけでなく職員全員との定期的な面談を行うことが望まれます。職員の相談窓口は、法人の管理部門に置いて職員に周知をしています。福利厚生としては、家賃補助制度や制服の支給があります。有給休暇の希望を配慮したシフトを作成しています。今後、働きやすい職場づくりに向けて一層の取組を期待します。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

法人では、現在のところ目標管理の仕組みはありませんが、今後制度導入に向けて目標管理シートを作成する予定です。目標管理制度は、法人・保育所の理念、方針にもとづく全体の目標と職員一人ひとりの目標を統合するツールとして有効ですので、制度導入に向けて検討することを期待します。目標の設定に当たっては、上司と職員との話し合いのもと行うことが期待されます。

第三者評価結果

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

「期待する職員像」については、中・長期計画に示しているほか、「キャリアパス表」には、階級別に明示しています。「年間研修計画表」を作成し、計画通りに研修を実施しています。年度末には計画と研修内容の評価と見直しをする予定です。基本方針や計画の中に、職員に必要とする専門技術や専門資格を明示することが期待されます。専門資格は、保育士や社会福祉士の資格だけでなく、保育・子育て支援の質の向上に資する資格、免許等が含まれます。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員一人ひとりの知識・技術水準を把握し、必要とする研修を実施しています。「年間研修計画表」では、初任、副主任、主任の役職に応じた研修を用意し、全職員がテーマ別研修を受講できるように計画しています。外部研修の情報提供も行い希望者や法人からの勧めで受講できる体制を整えています。研修参加を促すためにシフトでの配慮をしています。研修参加者は研修報告書を作成し、法人内情報共有システムに掲載し研修内容の共有をしています。新任職員等を対象に個別的なOJTを実施することを期待します。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

c

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

新規開設園でもあり、実習生の受入れまでに至りませんでした。次年度は、実習生の受入れに向けて準備をしたいと考えています。保育に関わる専門職の研修・育成への協力は、保育所の社会的責務のひとつと言われています。今後、子どもの保育の状況を鑑みながら、保育士養成校との連携を図り実習生の受入れを検討することを期待します。受入れに当たっては、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページには、施設のコネプト、年齢ごとの保育目標、全体的な計画、年間行事、保健衛生計画等を掲載しています。現在、これらに加え保育所の理念、基本方針、事業計画、事業報告、予算・決算の情報を掲載する準備をしているところです。保護者には「入園のしおり」をもとに周知を図っています。地域からの苦情・相談の内容は、玄関等に掲示して保護者に伝えています。園のパンフレットを作成して、理念や基本方針を含めた保育所の情報を地域に発信することも期待されます。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

保育所の事務、経理等に関するルールは、業務仕分表や経理規程により明確になっています。これらは、社内情報共有システムで職員誰もが閲覧できる仕組みになっています。保育所で必要な物品等の調達には、稟議書を作成し法人本部の決済後に法人本部に購入依頼をすることが基本となっています。事務、経理、取引については内部監査を実施するとともに、税理士事務所の監査支援を受ける体制を整備しています。専門家と相談しながら事故防止のため、現場での現金扱いをゼロにすることを検討しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

保育方針では、「地域や家庭との連携を密に安心、安全な環境での保育」を、全体的な計画では、「地域行事への参加」を掲げています。保育所玄関内には、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（イチハヤク）の案内、「親子のための相談LINE」のポスター、「地域情報誌」、「公園マップ」などの社会資源や地域情報を提供しています。敬老の日には、散歩の時に声をかけていただけるとご近所の方に園児の製作物を届けるなど交流しています。新規開設園のため、地域との交流の取組は始まったばかりです。今後のより良い関係づくりや地域貢献活動への参加が期待されます。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

c

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>
ボランティアの受入れに関しては、開所した初年度でもあり受入れの体制がなく、受入れ実績もありませんが、園では、今後機会あれば受入れを検討していきたいと考えています。ボランティア活動は、地域社会と保育所をつなぐ柱の1つとも言われています。保育現場の状況を踏まえながら、地域の学校が実施する職場見学や職場体験への協力を含め、受入れの検討をすることを期待します。なお、受入れに当たっては、マニュアルの作成など受入れ体制の整備が必要です。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>
市役所、児童相談所、医療機関など連携先のリストを作成し、すぐに連絡ができる体制を整えています。市役所とは日常的に子どもの受入れなどに関して連携しており、近隣地域からの相談等の対応についても連絡を取り合っています。必要に応じて要保護児童対策地域協議会にも参加する考えです。今後、関係機関等との連携を広げていく考えです。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

c

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

地域住民との交流や相談事業の開催等による地域の福祉ニーズの把握は、新規開設園のため人的にも施設のにも余裕がなく取組ができませんでした。法人では今後、法人が運営する姉妹園と合同での取組について考えています。保育所は、社会福祉に関する専門的な知識を有して、地域福祉に取り組んでいますので地域の福祉ニーズを把握する役割もあります。地域の方を対象とした子育て相談事業等や関係機関・団体との連携により、地域福祉ニーズ把握について検討することを期待します。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

C

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
 - ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

公益的な事業・活動については、新規開設園という事情等により取組がありませんでした。法人では、今後、法人が運営する姉妹園と合同での取組を検討しています。全体的な計画にも掲げた「地域行事への参加」により、まちづくりや地域コミュニティの活性化に貢献することもできます。保育所に備えているAEDについて地域の方も利用できることを周知することも公益的な取組と言えます。今後、様々な工夫による公益的な事業・活動への取組を期待します。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育理念では、「子どもの利益を第一に」を掲げ、中・長期計画には、「法人が求める職員像」として「子どもたちを第一に考え(中略)質の高い保育を提供できる人物」を掲げ、子どもを尊重した保育マニュアルにもとづき保育を実践しています。子どもが互いを尊重する心を育てる取組もしています。遊具等の貸し借りに際しては相手の気持ちを読むことを学んでいます。子どもが自分で気づけるように声かけにも工夫をした対応をしています。男女で色分けをしないなど性差による固定的な対応をしないように心がけています。こうした取組について職員の共通理解を深めるための研修等の充実や保護者の理解を図る取組も期待されます。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護のための取組を進めています。子どもが落ち着くまで保育士がついて事務室で過ごすこともあります。おむつ交換は、トイレ内でドアを閉めて行う配慮をしています。着替えの際には、窓のカーテンを閉めて外の目をさえぎるとともに、保育士が背中で子どもを隠して室内からも見えないようにしています。健診時は、待機の時だけでなく、医師の前でも裸にならずにシャツを捲るだけにしていきます。保護者にもこうした取組を周知しています。プライバシー保護のマニュアルを整備することが期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

ホームページを公開するだけでなく、『ちがさき子育てガイドブック』や、茅ヶ崎市役所ホームページに保育園名を載せて、情報提供を行っています。見学問い合わせは、電話や2次元コード、ホームページを利用することができます。見学の際には、連絡帳アプリを使用していること、手ぶら登園を選べること、自園調理であることなどの保育園の良さを伝えるだけでなく、保護者の質問にも応じています。今後、保育園の理念・基本方針・目標を掲載した資料を多くの人が手に取れる場所に置くことが期待されます。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園前面談では、重要事項説明書を用いてわかりやすく説明しています。入園時確認事項に沿って提出書類の確認と同意書を交わすだけでなく、復職の日にちやおおよその登降園時間についても確認をしています。普段の様子や食事面の考え方についても、保護者の考えを丁寧に聞き取ります。慣らし保育については、個人差があるため、仕事時間に余裕をもって調整するように協力を仰いでいます。配慮が必要な保護者に対して、どの職員も同じ対応ができるように、説明方法をルール化することが期待されます。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

転園先の園に提出する引継ぎ書は定めていません。利用が終了した後の選択肢として、近隣の幼稚園や保育園の紹介に加えて、同法人が運営している姉妹園を紹介しています。園は、転園先の情報を提供するだけでなく、保護者の不安な気持ちに寄り添って対応しています。利用終了後の相談窓口や担当者を記載した文書を作成し、今後も子どもの成長を見守り、変わらず保護者支援に努める気持ちを保護者に届けることが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
 - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
 - エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
 - オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 - カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

子どもが日々の保育園生活を楽しんでいるか、子どもの表情や、「また明日来るね。」「保育園大好き。」などの言動から把握しています。保護者に対しては、行事後のアンケートを実施し、結果については分析検討し、次回への改善に生かす仕組みを整備しています。職員は、保護者の困りごとや不安な気持ちにもっと寄り添う必要があると認識しています。保護者対応を改善することを課題と捉えて、対応策を検討しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の体制を整備し、重要事項説明書に明記しています。園長は、苦情に至る前の段階で状況を把握していることが多いと感じています。この時点で適切に対応することが今後の課題であると把握しています。苦情は、園長から法人に報告し、法人での対応が必要か、園での対応かを迅速に判断します。保護者には結果を必ず伝え、公表については同意を得てから行っています。今後、苦情解決の仕組みをわかりやすく表示し、保護者に周知する工夫が望まれます。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

入園説明会において、保護者が相談する際に、複数の相手を選べることを伝えています。今後は、その文書を掲示し、保護者にわかりやすく伝える工夫が期待されます。保護者が安心して意見を伝えられる関係作りに日々努めています。保育園はオープンスペースで、常に周りの人の動きがある状況のため、相談を伝えることが難しい環境です。相談がある際には、利用者が比較的少ない時間帯や土曜日などに改めて機会を設定して、保護者のプライバシーを守る配慮をしています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は、送迎時の会話や連絡帳のやり取りでコミュニケーションを図っています。職員が相談を受けた際には、保護者対応表に記入することで、全員が同じ対応ができるようにしています。その場で返答することが難しい内容については、改めて返答する旨を保護者に丁寧に説明しています。相談は、園長から法人に報告し、対応を迅速に協議し、改善点について保育の見直しを行います。行事後のアンケートに加えて、今年度は年度末のアンケートを実施して積極的に意見を把握する予定です。今後、対応マニュアルを定期的に見直す仕組み作りが期待されます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
 - ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

園長は、子どもが危ない状況に遭遇しても、それがヒヤリハットだと認識できないことが一番危険であると職員に伝えていますが、毎日の保育報告において、ヒヤリハットが何件発生したかを報告することで、事故を未然に防ぐ意識を職員が持つように指導しています。ヒヤリハットは、前月の反省を踏まえて、今月どのような状況で発生したかも検証し、次月の目標へと繋げています。その結果は全職員が確認できるように掲示しています。今後、リスクマネジャーの設置、リスクマネジメントに関する委員会の開催が期待されます。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症マニュアルを整備し、定期的に見直しを行っています。保護者に対しては、重要事項説明書で感染症に罹患した場合の対応を伝えています。流行期の前には園だよりで注意喚起を行い、送迎時にも口頭で伝えています。園に感染者が出た際には、病名・人数・症状を玄関に掲示しています。園内の勉強会は開催していませんが、突発性発疹と手足口病の違いを判断できるように資料を用いて学び、経験したことのある職員がアドバイスをするなど実践的な学習を機会がある時に行っています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

重要事項説明書に、避難場所と訓練について明文化しています。避難訓練計画を策定し、実施状況も記録しています。避難場所が災害の種類によって異なるため、玄関に避難マップを掲示し、災害時に保護者が迷わないように配慮しています。今後は、備蓄品のリスト作りをすることが望まれます。安否確認方法に、電話と連絡帳アプリを利用することに加えて、災害用伝言ダイヤル「171」を利用することを保護者に伝えています。実際に伝言ダイヤルを使用する訓練を実施すると、初めて使いましたと話す保護者も多く、訓練の効果を感じる結果となりました。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 - ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方を講じている。
 - エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 - オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

職員として守るべき保育者の姿として「行動規範」を明文化し、入職時には、内容に沿ったオリエンテーションを実施しています。今後、子どもの尊重や権利擁護についても明記することが期待されます。保育記録の評価・反省や職員自己評価を通して自分の保育を振り返る機会を設けています。園長は、子どもが自ら遊びや活動を選択し、主体的に行動する保育ができているかを見守り、保育者が主導で活動しないよう指導をしています。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

日々の保育は、保育日誌に記入して振り返りを行っています。今週末の子どもの姿を踏まえて次週のねらいを改善し、保育の質の向上を図っています。保育の記録は園長と主任の承認制になっており、ねらいに沿った保育が実践できているか、同じ活動ばかり繰り返していないかなどの指導を丁寧に行い、職員の意識改革に結びつけています。今後、保護者の意見を積極的に取り入れる仕組みを構築する予定です。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

【判断基準】

- a)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 - b)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 - c)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ ささまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画は、保育理念・保育方針・保育目標を軸として、地域のニーズや今年度の子どもの姿を踏まえて作成しています。入園前面談や面談において把握した子どもの姿や家庭環境については、個別の指導計画に反映しています。支援困難ケースについては、各関係機関と連携する環境を整えています。指導計画を作成する職員に限られているため、全職員が指導計画に関わっている意識が欠如していることを課題と捉えています。全職員の合議のもと指導計画を作成する仕組み作りが期待されます。

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画を見直し職員に周知する手順については、現在検討中です。保護者の意見を反映することについても取り組むべき課題と捉えています。保育の記録は承認制のため、園長や主任が記録を確認して、保育の改善に繋げる体制を確立しています。現状の指導計画の良かった点・改善点・課題などを具体的に洗い出したうえで新しい指導計画を作成し、園全体で協力して実行する体制作りが期待されます。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

保育の実施状況の記録は全てICT化し、適切に管理しています。書き方や誤字についても、園長や主任が赤字で書き込むことによって職員の気づきを促すことができています。リーダー会議・施設長会議・園内会議録も記録して、全ての職員が閲覧できる仕組みを構築していますが、ICT機器の操作スキルに差があるため、情報共有が徹底していないと感じています。職員が自ら「情報を確認したい意識」を持つ環境作りを目指しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

「情報取扱に関するガイドライン」を策定し、情報の取り扱いについて職員に厳守することを求めています。入職時のオリエンテーションにおいて、個人情報の取り扱いについて説明を行っています。退職時には、子どもの秘密保持・会社の秘密保持に関する同意書を交わします。保護者には、入園前面談において個人情報取扱についての説明を行い同意書を得ています。保護者が提出した書類は、鍵のかかる書庫で厳重に保管しています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、保育理念・保育方針・保育目標を踏まえて作成しています。年齢別保育目標も掲げ、各年齢に応じた必要な支援を示すことで、成長の過程を可視化することができます。また、職員が発達段階に応じた適切な関わりを行うことを、わかりやすく伝えることができます。ホームページにも全体的な計画を掲示し、保護者や利用希望者が、園の方針をいつでも確認できるように配慮しています。今年度の全体的な計画は、園長が地域のニーズや子どもと保護者の姿を捉えながら作成しましたが、次年度からは職員が参画する必要があると考えています。また、年度末だけでなく半期で見直して、必要に応じて計画を改善する仕組みを取り入れる予定です。今年度の保育の経験を踏まえた、より内容の豊かな全体的な計画を作成することが期待されます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
 - イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
 - ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
 - エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
 - オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
 - カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

子どもの安全性に配慮しながら、安心して過ごすことのできる保育環境を整備しています。室内は常に快適な状態になるよう、温度と湿度を管理しています。子どもが散歩に出た際には、大きく窓を開けて換気を行い、日差しが強過ぎる時にはカーテンを使用して彩光の調整をしています。掃除点検表に沿って清掃を実施し、衛生的な環境を保っています。使用した玩具は消毒してから収納する手順です。トイレ・手洗い場は子どもが利用しやすい設備になっています。ワンフロアの室内を家具で緩やかに区切り、年齢別や目的別の活動を行うことができます。環境の構成上、一人ひとりの子どもが自分のスペースで落ち着ける場所はありません。広さを維持しながらも、小さな空間を作る工夫を行いたいと考えています。

第三者評価結果

A3	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園前の面談や児童票から子どもの様子を把握しています。家庭環境や保護者の意向を理解したうえで保育を実施しています。家庭の子どもの様子は、送迎時の会話や連絡帳の内容から把握しています。子どもが自我に目覚め、自己主張が活発でありながらも、甘えたい気持ちも持ち合わせる難しい成長段階に差し掛かるため、職員は状況に応じた適切な対応を行っています。また、子ども自身が興味関心を持ち、遊びや活動を選択することで自主性を育むことを大切にしています。子どもの気持ちを職員が決めつけず、子どもの視点に立って考えます。子どもは自分の気持ちを理解してもらえた安心感から自己を発揮することの大切さを感じることができます。子どもの個性や性格に合わせた声かけを行うことで発達を促しています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子どものやってみようと思う気持ちを受け止め、意欲を尊重したうえで基本的な生活習慣が身につくように支援しています。「保育園ではできるけど、家では全くできない」状態にならないように配慮しています。送迎時に子どもができたことを実演したり、こんな声かけしましたよと、保護者が家庭でも実践できる具体的なエピソード交えて、家庭で挑戦してみようと思える働きかけを行っています。衣服の着脱は、対面から指導するのではなく、子どもの背後から手伝います。子ども自身の着脱と同じ方向からのサポートになり、自然な動きを覚えやすくなるよう支援しています。時には、床に服を広げて寝ころんだら着られるかな？マントみたいにかっこよく上着を着てみよう、と遊び感覚で着脱に挑戦する機会を設けることもあり、多彩なアプローチで子どものやる気を引き出しています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

天気の良い日には戸外に出かけ、伸び伸びと体を動かすようにしています。散歩中に会う地域の人とは挨拶を交わし、社会体験が得られる機会を設けています。室内で遊ぶ際には、玩具は職員が出し入れを行い、子どもの安全な環境を守っています。遊ぶ際には、クラスで分けるだけでなく、気になる玩具のあるクラスで遊ぶこともあり、子どもの発達や関心を職員が把握し、子どもの思いを尊重して過ごせるように配慮しています。異年齢児と関わることによって、思いやりの心や優しく接することを学んでいます。職員は、多彩なコミュニケーションが生まれることによって、成長を豊かに促進できるように、子どもの活動を見守っています。また、年齢に応じた友だちとの関わりができるよう援助し、遊びの展開を促す声かけを行っています。様々な表現活動については、子どもが自由に表現できる環境を工夫したいと検討しています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

人数が少ないため、発達段階に合わせた関わりを手厚く行うことができます。発達状況・生活リズム・体調を、日々保護者と情報の共有を行い、子どもが安心してゆったりと過ごせるように配慮しています。0歳児が長時間過ごすことに適した環境として、探索活動を十分に行えるスペースを用意しています。異年齢児と一緒に過ごすことで、意欲や好奇心を育てています。離乳食は、栄養士が中心となって、一人ひとりの発達段階に合わせた食事を提供しています。硬さや刻みの大きさ、食べすすみ具合を確認しながら、保護者と連携して進めていきます。職員は、保護者が不安を抱き、子育ての悩みを持つことは当然のことと考えています。共に成長を見守り、悩みに向き合って過ごすことが大切と思い、保護者の気持ちに寄り添う配慮をしています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

一人ひとりの発達段階や興味関心に合わせた遊びや活動を提供しています。保護者とは、送迎時の会話や連絡帳を通して、家庭や園での様子を共有し、連携を取りながら子どもの成長をサポートしています。3歳児から新しい環境に入る子どもたちが、新たな人間関係を築いていけるように配慮しています。1、2歳児の保育においては、人との関わりを大切にしています。「相手の気持ちを考えてみよう」を今月のテーマとして取り上げています。トラブルにおいても、「お友だちのお顔、どんな顔？」と職員がゆっくりと声をかけ、自分の気持ちだけではなく、相手の気持ちもあることを伝えています。2歳児には難しいテーマですが、職員は気持ちを表す言葉で代弁したり、気持ちに寄り添ったりしながら、心の成長を促す支援を行っています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

非該当

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳以上児の保育は行っていないため、非該当です。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

障害に応じた設備ではありませんが、全職員で見守り、障害のある子どもが安心して過ごせる体制を整えています。入園前面談において、発達状況や障害の状態を確認し、成長を見守る体制を整えています。茅ヶ崎市の巡回相談や連携施設からの専門的なアドバイスを生かした個別の指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けることで安心して過ごせる環境を整備しています。保育活動では、障害の特性や子どもの状況に応じて、クラスの活動に参加できるよう配慮します。保護者とは、情報を共有し、心配なことがあれば専門家からの返答が得られるよう体制を整えています。職員は、研修に参加して必要な情報を得ています。園の取組について、保護者に対しても的確な情報を伝えることが期待されます。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

一人ひとりの在園時間が異なるため、生活リズムに配慮した保育を実施しています。毎朝朝礼を行い、子どもの状況を全職員が共有しています。体調が気になる、早起きをしているなどの様子があれば、日中の活動は控えめにするなどの配慮を行っています。午睡が短く目覚めてしまった場合は、もう少しゆっくりしていようねと声をかけて、再度入眠を促したり、静かに過ごせるようにしています。伝達ノートを使用して、保護者に伝えたい情報が確実に伝わる仕組みを整えています。夕方からは、絵本やパズルなどでゆったりと遊びます。おひざや抱っこなど優しいふれあいを増やし、子どもが安心して過ごせるように配慮しています。

第三者評価結果

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容及方法、保護者との関わりに配慮している。	非該当
-----	---	-----

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容及方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容及方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容及方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

3歳以上児の保育は行っていないため、非該当です。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-----	------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

保健衛生計画を策定し、ホームページにも公開しています。子どもの健康管理を保護者と連携して行っています。登園時には、健康観察と怪我などの確認を行い、降園時には、日中のエピソードだけでなく健康状態も伝えています。毎週月曜日は爪チェックデイとして、保護者に爪の長さに注意するよう促しています。保育中に怪我や体調不良などが生じた際は、必要に応じて保護者に連絡し、状況を記録しています。乳幼児突然死症候群に関しては、入園時に説明しています。家庭でうつ伏せ寝の場合は、なるべく仰向けで寝る習慣をつけるように声をかけています。園では、午睡時に呼吸と寝姿勢の確認を行います。咳が多い場合は、職員が横についた状態で横向き寝をして楽に呼吸ができるように配慮しています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

嘱託医による内科健診・歯科健診を実施しています。健診前には、園だよりで健診日時を知らせ、保護者から気になることや医者に聞きたいことを聞き出し、医者からの解答を保護者に伝える取組を行っています。健診結果は記録し、保護者に対しては連絡帳アプリと口頭で伝えています。加えて、保護者から健診結果の用紙が欲しいとの要望が多いため、園で作成した健診結果用紙を配布しています。保育においては、絵本の読み聞かせや歌、制作などの活動をすることで、自分の体を大切にすることを理解できるようにしています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

「アレルギー児への対応方法」「アレルギー緊急対応マニュアル」などの各種マニュアルを整備しています。医師による生活管理指導表の提出をもとに給食の提供を行います。検食の時点で、アレルギー食を赤字で表示することで除去の確認を実施しています。安心して食事が楽しめるように、通常食とは分けて食事を提供しています。職員が、通常食とアレルギー食を明確に区別し、誤食を防ぐために、対象児は別のクラスで食事をとります。更に、視覚的にも区別できるように色分けしたお盆を使用して提供しています。アレルギー疾患については、保護者に取組を伝えています。職員が少しでも気になるアレルギー症状を子どもに感じた場合は、検査をした方がよいかもしれませんよとアドバイスをしています。子どもにはわかりやすい言葉で正しくアレルギーについて理解ができるように話しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

b

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

全体的な計画や各指導計画に食育を位置づけるとともに、年齢ごと、期ごとにねらいと活動内容を定めた年間食育計画を策定していますが、まだ十分な食育活動にまでは至っていない状況です。午前中の散歩の帰りには、子どもの食事への期待を高めるために、「今日のお昼はご飯かな、パンかな。」等と声かけをしています。食事が始まる時には、調理員からメニューの説明があり、子ども同士の会話につなげ、食事への関心を高めています。食事は一律に盛り付けて配膳をし、食事を残している子どもには、保育士から「最後に一口食べておしまい！」等の声かけをして、食べられるものが少しでも多くなるように援助をしています。食べられる子どもにはお代わりの用意があります。連絡帳システムを活用して保護者に毎日の食事の写真や献立表を送っています。レシピは次年度から「給食だより」に載せる予定です。子どもが完食の達成感を味わえるように、子どもの個人差や食欲に応じて盛り付けの量を加減することについて検討することを期待します。

第三者評価結果

A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

検食簿に食事の残量を記録し、食材の大きさが適切かどうかのチェックをし、献立・調理の改善につなげています。旬の食材を使って季節感を出すようにしており、調理員は子どもに丁寧に献立を説明し、子どもの食欲や食材への関心を高めています。行事食にも様々な工夫をしています。節分のカレーライス、鬼の顔をかたどりました。にんじんの角、レーズンの目、ケチャップの口には、子どもたちは目を輝かしたり、はしゃいだりで大賑わいです。ひな祭り、七夕、クリスマスも工夫を凝らした食事を提供しています。調理員は、できるだけ子どもの食事の様子を見に來たり、会話をしたりする機会を持ち、献立・調理の改善につなげるようにしています。「衛生管理マニュアル」にもとづき、適切な衛生管理を行い、おいしく安心して食べられる食事を提供しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

連絡帳アプリを利用して日々の家庭での様子を伝えて貰い、園での活動内容を写真付きで送っています。このシステムでは子どもの機嫌、排便、食事、睡眠、検温や入浴の有無を伝えることになっています。お迎え時間、お迎えに来る人、当日の緊急連絡先等を記載して子どもの安全確保を図っています。送迎の際のコミュニケーションにより信頼関係を築き相談しやすい関係になっています。個人面談は年1回行い、プライバシーに配慮をした話し合いをしています。保護者懇談会では、個人情報保護や不適切保育防止の取組について説明しています。保育参観は、よく利用している公園で実施し、子どもの活動を見てもらいました。夏祭りや遠足ごっこも子どもの成長を保護者と共有できる行事になっています。保護者との情報交換は、面談シートに記録して鍵付きの書庫に保管しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - オ 相談内容を適切に記録している。
 - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

日々の送迎の際のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築き、安心して相談ができる体制を心がけています。相談は主に園長、副主任が対応していますが、保育士が対応したときは、園長、副主任にその内容を報告し、相談内容を共有できるようにしています。連絡帳機能を持ったシステムで相談を受けた際には、送迎の際に声かけをしたり、別途時間をとって個人面談の場を設けるなど丁寧な対応をしています。相談に当たっては、保育士の専門性を活かしながら保護者が安心してできるように支援をしています。担任保育士が相談を受ける場合は、園長、副主任の確認や助言を得るなどサポートを受けるルールになっています。しかし、その体制整備はまだ十分なものにはなっていないと園では考えています。相談内容は、議事録としてまとめ、職員間で共有できるように回覧をしています。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、送迎の際の保護者とこどもの様子を観察したり、保護者から家庭での子どもの様子を聴いたりしています。虐待等の可能性など気になることがある場合は、速やかに園長に報告したり、職員間で情報共有をしています。社内の情報共有システムにより、職員は誰でも確認ができます。社内に設置した「虐待防止委員会」は各職場の職員が参加し、虐待防止に向けて取組を進めています。保護者よる虐待等につながる恐れがあるときは、声かけをして話しやすい雰囲気を作るなど保護者支援の取組をしています。キャリアアップ研修の「保護支援と子育て支援」は、家庭での虐待等の予防を学ぶ機会になっています。虐待防止マニュアルを整備し、職員には虐待防止委員会の内容についてミーティングで伝えています。市の所管課とは具体的なケースについての情報交換を行うなど連携をしています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

各指導計画にもとづく保育実践について、期ごと、月ごと、週ごとに振り返りを行っています。振り返りに際し、クラス内での話し合いをしますが、互いの学び合いにまでは至っていない現状であると園では感じています。また、定められた評価基準にもとづく自己評価の体制が、保育士個人の自己評価と園の自己評価とも整えています。保育士の自己評価では、「保育士の心得」、「保育の内容」など6つの大項目のもと116の細目について3段階評価する詳細なものになっています。園の自己評価については、「保育の目標について」、「行事について」、「経営・組織について」など8つの大項目のもと65の細目について4段階評価をするものになっています。これらの自己評価は、開園した初年度ですので、今回が初めての取組となります。保育士による日頃の保育実践の振り返りが、保育士間の話し合い、学び合いによる保育の質の向上につながる取組に期待します。



株式会社フィールズ
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp